



長野県報

2月2日(木)
平成29年
(2017年)
第2846号

目次

規則	
長野県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（東北信運転免許課）	1
告示	
公共測量の実施（建設政策課）	1
公告	
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（2件）（県民協働課）	1
開発行為に関する工事の完了（都市・まちづくり課）	2
土地改良区役員の就退任の届出（農地整備課）	2
特定調達契約に係る落札者の決定（ものづくり振興課）	3
正誤 （経営推進課）	3

規則

長野県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成29年2月2日

長野県公安委員会委員長 大澤 一郎

長野県公安委員会規則第1号

長野県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

長野県道路交通法施行細則（昭和35年長野県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第33条第1項ただし書中「申請書」の次に「又は届出書等」を加え、同項に次の3号を加える。

- (5) 日曜日に提出する運転免許取消申請書
- (6) 日曜日に提出する運転経歴証明書交付申請書
- (7) 日曜日に提出する運転経歴証明書記載事項変更届

附則

この規則は、公布の日から施行する。

東北信運転免許課

告示

長野県告示第36号

池田町長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成29年2月2日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
公共測量（確定測量）
- 2 作業期間
平成28年12月26日から平成29年3月17日まで
- 3 作業地域
北安曇郡池田町

建設政策課

公告

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。